

令和6(2024)年度科学研究費助成事業における補助条件の主な変更点について

「「データベース」補助条件(令和6(2024)年度)」の主な変更点

令和6(2024)年度	令和5(2023)年度
(略)	(略)
1 総則 (略) 【用語の定義】 <u>1-2 この補助条件において、用語の定義は取扱要領第3条に定める定義に従うものとする。</u>	1 総則 (略) 【新設】 【補助事業者の責務】 <u>1-2 代表者は、補助金が国民から徴収された税金等で貢われるものであることに留意し、補助金の交付の目的に従って誠実に補助事業を行うように努めなければならない。</u>
【研究機関による補助金の管理等】 <u>1-4 代表者等は、所属する研究機関に、補助金の管理を行わせるとともに、この補助条件に定める諸手続を当該研究機関を通じて行わなければならない。</u>	【研究機関による補助金の管理等】 <u>1-3 代表者は、所属する取扱規程第2条に規定する研究機関(以下「研究機関」という。)に、補助金の管理を行わせるとともに、この補助条件に定める諸手続を当該研究機関を通じて行わなければならない。</u>
【研究活動の健全性・公正性(研究インテグリティ)の確保等】 <u>1-5 代表者は、科学者に求められる行動規範を遵守するとともに、自身の研究活動の公正性及び透明性を確保し、科研費に関わる活動の説明責任を果たすために必要な取組を行わなければならない。</u> また、研究活動における不正使用、不正受給(偽りその他不正な手段による研究費の受給)若しくは不正行為が行われること、又は関与することがあってはならない。	【研究活動の健全性・公正性(研究インテグリティ)の確保等】 <u>1-4 代表者は、科学者に求められる行動規範を遵守するとともに、自身の研究活動の公正性及び透明性を確保し、科研費に関わる活動の説明責任を果たすために必要な取組を行わなければならない。</u> また、研究活動における不正使用(故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反した使用)、不正受給(偽りその他不正な手段による研究費の受給)若しくは不正行為(発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用)が行われること、又は関与することがあってはならない。
2 補助金の使用 (略)	2 補助金の使用 (略)
3 補助事業を変更する上で必要な手続(交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等) (略)	3 補助事業を変更する上で必要な手続(交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等) (略)
4 実績の報告 (略)	4 実績の報告 (略)
【翌年度にわたる補助金の使用を行う場合の実績報告書の提出】 <u>4-3 「2-6」の規定に基づき、補助事業の期間を延長するとともに、翌年度にわたる補助金の使用を行う場合に</u>	【翌年度にわたる補助金の使用を行う場合の実績報告書の提出】 <u>4-3 「2-6」の規定に基づき、補助事業の期間を延長するとともに、翌年度にわたる補助金の使用を行う場合に</u>

<p>は、代表者は、補助事業を開始した年度の終了時において、様式C－60－8「実績報告書（2）」、様式B－51－4「収支簿」の写し、「補助金専用口座の預貯金通帳」の写し又は「口座内容及び取引実績の記録を確認できるもの」の写し並びに「作成したデータベースから出力した任意の10レコード」により、日本学術振興会に実績報告を行うとともに、補助事業の完了又は廃止の承認を得た後61日以内に、「4-1」に規定する手続により、実績報告を行わなければならない。 <u>また、実績報告時に未使用の補助金が生じた場合には、日本学術振興会に返還しなければならない。</u></p> <p>5 その他 (略)</p> <p>5-2 代表者が、科学研究費助成事業の他の補助事業の「研究成果報告書」（様式C－19、様式C－41、様式F－19－1、様式F－19－2）又は「研究経過報告書」（様式C－21、様式C－42、様式F－21）を提出期限までに提出していない場合には、代表者は、上記報告書を日本学術振興会に提出するまで、補助事業の執行を停止しなければならない（文部科学省又は日本学術振興会が別に指示した場合は、その指示に従わなければならない。）。</p> <p>(略)</p>	<p>は、代表者は、補助事業を開始した年度の終了時において、様式C－60－8「実績報告書（2）」、様式B－51－4「収支簿」の写し、「補助金専用口座の預貯金通帳」の写し又は「口座内容及び取引実績の記録を確認できるもの」の写し並びに「作成したデータベースから出力した任意の10レコード」により、日本学術振興会に実績報告を行うとともに、補助事業の完了又は廃止の承認を得た後61日以内に、「4-1」に規定する手続により、実績報告を行わなければならない。</p> <p>5 その他 (略)</p> <p>5-2 代表者が、科学研究費助成事業の他の補助事業の「研究成果報告書」（様式C－19、様式C－41、様式F－19－1、様式F－19－2、<u>様式Z－19</u>）又は「研究経過報告書」（様式C－21、様式C－42、様式F－21、<u>様式Z－21</u>）を提出期限までに提出していない場合には、代表者は、上記報告書を日本学術振興会に提出するまで、補助事業の執行を停止しなければならない（文部科学省又は日本学術振興会が別に指示した場合は、その指示に従わなければならない。）。</p> <p>(略)</p>
--	--